

山を治め、山地災害から人々の暮らしを守る 治山事業

関東森林管理局 上越森林管理署

はじめに

上越森林管理署管内では、焼山噴火災害（昭和49年7月）、5・18妙高高原地すべり災害（昭和53年5月）等の大規模な山地災害が繰り返し発生しました。当署では、特にこのような山地災害から人命・財産を保全するための直轄治山事業に力を入れています。

ここでは、糸魚川市の小滝川上流における国有林野での治山事業と、上越市及び十日町市の民有林における治山事業の内容を紹介します。

国有林野での治山事業

令和元年6月、姫川水系の小滝川上流の国有林野における大規模な山腹崩壊により、多量の濁水が発生しました。この崩壊は、急峻で崩れやすい地形・

地質であることに加え、例年より多雪で融雪水が増えたこと等が原因とされています。

当署では、学識経験者等で構成された「小滝川上流崩壊地対策検討委員会」を設置し、同年11月から同委員会委員等の助言をいただきながら、崩壊地の復旧対策を実施しています。

現地は、標高約1,200～1,500mの奥地に位置し、道路が通じていません。そこで、割栗石を詰めた袋（直径約2.4m、重量約2.4t）をヘリコプターで運搬し、崩壊地に設置する「袋型石詰筋工」を施工し、表層地盤の安定化を図っています（写真1）。

今年度は、崩壊地の緑化を促進するための緑化工も行いました。緑化工では、希少な高山植物の生態系を維持保全する観点から、現地近隣で採取したヤナギの枝を赤土入りの麻袋に固定して投下するとともに、崩壊地周辺の既存植生から自然侵入を促す有機性肥

管内概要

上越森林管理署は、新潟県南西部に位置し、上越市、妙高市及び糸魚川市の3市に所在する国有林野約3万6千haを管理経営しています。その多くは関川、姫川等の河川源流域に分布し、山地災害の防止、水源の涵養等重要な役割を果たしています。

また、管内の国有林野の約51%は、妙高戸隠連山国立公園に指定され、日本百名山の妙高山・火打山・高妻山・雨飾山をはじめ、県内最高峰の小蓮華山等多くの名山があります。管内では5か所、約3,600haをレクリエーションの森に設定しており、四季折々の中で森林浴、登山、ハイキング、スキー・スノーボード等の場として広く利用されています。



基礎データ

所在地	新潟県上越市大道福田 555 番地
3市区域面積	216,568 ha
うち森林面積	152,575 ha
うち国有林野	35,562 ha
関係自治体	上越市、妙高市、糸魚川市、十日町市

料の散布も行っています（写真2）。

民有林での直轄治山事業 （地すべり防止事業）

当署では、地すべりから地域の暮らしを守るため、昭和30年代後半から

頸城地区（旧安塚町、旧松之山町、旧牧村内の地すべり防止区域）において民有林直轄地すべり防止事業^{（注）}を実施しており、これまでに上越市及び十日町市の計11区域で施工してきました。頸城地区一帯は、新第三紀層地すべり地帯として知られ、近代以降では、

明治40年以降断続的に地すべりが発生していました（写真3）。上越市内では6区域において施工し、令和2年度末で2区域が完成、十日町市内では5区域のうち3区域が完成し、完成後は順次新潟県へ移管しています（写真4）。現在、上越市内で4区域、十日町市内で2区域の計6区域2,022haにおいて施工しています。今後とも計画的に事業を実施してまいります。

おわりに

管内で治山事業を実施している箇所は、火山活動の影響を受けた標高2千m前後の高地や豪雪を伴う地すべり地帯です。気象条件等も厳しく、施工には

困難を伴いますが、地元からの要望や現地の状況等を踏まえ、現地に最も適した効果的な工法を選択して実施しています。今後とも山を治め、山地災害から人命・財産を保全し、安全で安心して暮らせる地域づくりに貢献できるよう取り組んでまいります。

注：民有林において行う地すべり防止工事のうち、規模が著しく大きい場合等、国土の保全上特に重要であると認められるときは、地すべり等防止法に基づき、国が都道府県に代わって地すべり防止工事を行うもの。



写真2 緑化工の施工箇所



写真1 袋型石詰筋工の施工状況



写真3 地すべり災害の状況（平成17年8月）



写真4 現在の状況（令和3年8月）